

留学生の危機対応をテーマとした教職員向け研修のあり方 — 岡山大学における実践を基に —

岡 益巳

Abstract

Effective Ways to Train Faculty and Staff on “The Crisis Management of International Students”: Based on the Practice at Okayama University

The author had an opportunity to be the lecturer of a seminar “Crisis Management of International Students” for faculty and staff of Okayama University. As an international student advisor, the author had two main aims for the seminar. One was to let the audience understand the annual activities of the international student advisor’s office, and the other was to introduce to them ten typical international students cases.

Yokota & Shiratsuchi (2004) insist that it is useful for people who are not professional counselors to have pseudo-experience of serious cases concerning international students in order to accumulate experience in a short period.

The author suggests the following three points for improvement. In the first place, he should train participants in understanding how to communicate with international students and avoid misunderstandings. In the second place, he should also make clear to them the significance of having pseudo-experience of serious cases involving international students. In the third place, he should give participants enough time to consider and, if possible, discuss how to deal with each case after it has been outlined and before the results are introduced.

1. はじめに

筆者は、2013年9月12日に学内教職員を対象として開催された保健管理センター主催の第14回メンタルヘルス・クライシスマネジメント研修会において、「留学生の危機対応」というテーマで講師を務めた。筆者は2013年度末で定年を迎えるが、次年度以降の留学生相談室の存続が危ぶまれることから、この研修会の講師を依頼されたことを好機と捉え、留学生相談室の活動内容をアピールすることにも時間を割いた。その結果、事例紹介が駆け足となってしまった。すなわち、留学生相談室の活動紹介と事例紹介の「二兎」を追うことになり、参加者の反応を確かめながら、十分な時間を割いて事例を紹介していくことができなかつた点が心残りであり、反省すべき点でもある。研修会では、『JAISE 留学生相談指導事例集』（以下、単に『事例集』と略称する）に掲載された9事例及び不掲載となった1事例の合計10事例を紹介した。

研修会は質疑応答を含めて60分であり、参加者の中には留学生との日常的な接触のない教職員も含まれる。当日の研修の流れは次のとおりである。

第一に、(1)留学生相談室の活動に関する理解を深めること、(2)留学生の相談指導事例を聞いてその事例を「疑似体験」することの二つを研修会の目的として呈示した。

第二に、(1)に関して留学生相談室には次の6つの主要な業務があることを示した。すなわち、①留学生に対する相談指導、②新入留学生対象の生活オリエンテーション実施、③岡山大学留学生協会と各留学生会への指導・助言、④留学生支援ボランティア・WAWAの指導⁽¹⁾、⑤留学生支援ネットワーク・ピーチの運営⁽²⁾、⑥留学生同窓会活動の支援である⁽³⁾。研修会では①についてのみ概要を紹介し、②～⑤については当日配布の岡ほか(2013)を、⑥については岡山大学国際センター(2013)を参照願うこととし、説明を省略した。

第三に、10事例を紹介した。詳細に関しては第3章で述べる。

最後に、まとめとして、筆者が留学生から相談を受けたとき、心がけていること、すなわち、①相手の話をじっくり聞くこと、②学内外の専門家に「つなぐ」ことの大切さに触れた⁽⁴⁾。

2. 2012年度の留学生相談指導の実態

留学生相談室の最重要業務である留学生相談指導の実態を理解してもらうために、次の5項目についてパワーポイント資料を示しつつ説明を行った。

(1) 来談者延べ数の内訳

電話や電子メールによる問い合わせ・相談を含めた来談者延べ数1,998人の内訳を見ると、「留学生」は3割強を占める。「教職員」が3割弱を占めるのは、教職員を通じて留学生の様々な問題が持ち込まれるためである。「日本人学生」のほとんどは留学生支援ボランティア・WAWAに所属する学生への指導助言である。「学外の日本人」の多くは留学生支援団体会員とのホームステイの連絡調整であるが、学外からの来訪者等への対応も含まれる。

(2) 相談指導延べ件数の内訳

相談指導延べ件数2,030件の内訳を見ると、「支援・交流関係」が最も多くて4割を占めるが、これは指導助言、連絡調整といった軽い内容であり、「学習関連」と「生活関連」を合わせた4割(厳密にはこの4割の中の一部)が、いわゆる相談指導に当たる。

(3) 相談指導延べ件数に占める深刻な相談延べ件数

相談指導延べ件数2,030件に占める深刻な相談延べ件数は231件であり、全体の11.4%に相当する。年度によって異なるが、過去5年間で見ると、深刻な相談延べ件数は全体の9%～15%程度を占め、年平均12.1%である⁽⁵⁾。

(4) 在籍者総数に占める深刻な相談者数

深刻な相談で留学生相談室を訪れた30人について、仮に2012年度後期の在籍者総数496人を分母にして考えると、在籍者の6.0%に相当する。同様に過去5年間で見ると、深刻な相談者は在籍者の4%～9%程度であり、年平均6.8%である⁽⁶⁾。

(5) 深刻な相談の内訳

深刻な相談 30 事例の内訳を見ると、研究・進路及び研究をめぐる指導教員とのトラブルが 6 事例、さらに学業不振などが 3 事例ある。勉学に関わる 9 事例のうち、研究室を変わりたいという留学生からの訴えが 4 事例ある一方、研究をしない、指導に従わないという指導教員からの苦情も 5 事例ある点が注目に値する。上述したとおり、往々にして留学生に関する深刻な問題が教職員経由で持ち込まれるという事実を裏付けるものである。

生活面の深刻な事案は、生活苦・住居問題・入管トラブル・セクハラ・心身の健康・医療トラブル・事件・交通事故など多種多様な内容である。

3. 留学生の危機対応事例

研修会においては『事例集』に掲載された事例について、表現を一部修正した上でほぼそのまま使用した。本稿では①「事例の概要」部分については最小限の情報を提供するとどめる。他方、②「対応結果とコメント」の部分については、研修会では適宜若干の補足説明を加えただけであるが、本稿では当該事例をより深く理解するために必要な関連情報を追加しておくことにする。

事例 1：研究テーマと指導教員の変更（＝『事例集』事例 2）

①事例の概要

Aさんは大学推薦国費留学生であり、B教授の推薦で来日した。修士課程を受験する段階で、研究テーマと指導教員を変更したいとの相談があった。母国で国費留学生に応募した際にはB教授のアドバイスに従って、大きな研究テーマにしておいた。B教授の指定する研究テーマには興味が持てないので、自分がやりたい研究テーマと合致するC教授（B教授と同じ学科）の研究室へ変わりたいとB教授に要望したが、ダメだと言われた。このため、Aさんは学内他学部のD教授の研究室または〇〇大学へ移りたいと希望している。

②対応結果とコメント

アドバイザーは、大学推薦国費留学生の場合は大使館推薦国費留学生と異なり、大学間の移動はあり得ないことをAさんに説明した。Aさんの研究テーマがB教授の専門と異なることが分かったため、当該学部長を巻き込んで本事案に対処することにした。

学部長が他学部のD教授と折衝し、D教授はAさんを受け入れることを了解した。学科長がB教授を説得し、B教授はAさんの指導教員を降りることを承諾した。この結果、Aさんは希望通り、D教授の研究室へ移ることができた。

岡山大学では、国費留学生の同様な事例が1、2年ごとに発生している。国費留学生

に応募する時点で、AさんがB教授の書いた論文を2、3編じっくり読んでいたら、自分の研究テーマとは合わないことが分かったはずである。或いは、とにかく日本へ留学することが最優先で、行きさえすれば何とかなる、という気持ちであったかも知れない。一方、B教授もAさんを推薦する前にAさんがどのような研究テーマと研究手法で学位の取得を目指しているのか、きちんと確認していなかった。このため、来日後に矛盾が顕在化した。

岡山大学の場合、指導教員とのトラブルで相談に訪れる留学生の8～9割は、相談したことを絶対に指導教員や所属部局の教員に知られたくないと主張するため、本人の了解を得て部局長などに接触できるケースは1～2割に過ぎない。このため、8割以上の事案は、ただ留学生の訴えに耳を傾けるだけで終わるが、ガス抜き効果もあり、「実情が分かってもらえてスッキリした。」と言い残して帰る者もいる。

なお、指導教員とのトラブルは、岡山大学では2009年度までは年間概ね10件を超えていたが、2010年度以降は年間数件程度に減少している。その理由の一つとして、研究上の問題を訴えることの多い国費留学生の在籍者数が激減していることが挙げられる。ちなみに、岡山大学では2006年度前期に141人、後期に154人在籍していた国費留学生が2013年度には前期78人、後期79人に減少している。

事例2：学業不振（＝『事例集』事例19）

①事例の概要

私費留学生のAさんが日本人の支援者Cさんに生活苦を訴え、自殺も考えている、というメールを送った。Cさんは「退学して帰国するように。」とAさんに勧めた。

指導教員のB教授がAさんと事務職員を伴って留学生相談室を訪れた。Aさんは理系学部4年生であるが、前期4単位取得したのみで、残りの科目は「不可」であった。Aさんは「授業の内容が理解できない。」と言う。これまでに修得した単位数は66単位であり、今年度末の卒業は不可能である。Aさんは家賃を滞納しているばかりか、3人の教員と市民のDさんにも借金をしている。

②対応結果とコメント

アドバイザーとB教授は、授業が理解できなくて単位が修得できない状況を鑑みて、退学して帰国することを勧めたが、Aさんは年度末まで在籍したいと頑なに主張した。また、保健管理センターでカウンセリングを受けるようにとアドバイスしたが、Aさんは拒否した。

その2か月後、Aさんが学内で窃盗行為を働き、その様子が監視カメラに写っていた。被害者が警察へ被害届を出したため、Aさん、B教授、事務長が警察へ出頭した。結局、Aさんは約100万円の借金を残したまま帰国した。

Aさんは他学部の教員にまで借金をしていたが、「すでに返済した。」と言ったので、

アドバイザーが当該教員に未返済であることを確認した上で問いつめると、「まだ返していないかも知れない。」と平気で言い抜けようとするなど、全く誠実さが感じられなかった。数年後に A さんからメールがあり、「母国の大学を卒業したので、岡山大学の大学院へ進学したいと思っている。入学手続きを手伝って欲しい。」と。もちろん、丁重にお断りした。

本事例のみならず、学業不振に関わる相談は、ほぼ例外なく指導教員からの訴えである。過去 5 年間で見ると、2008 年度 3 事例、2009 年度 6 事例、2010 年度 1 事例、2011 年度 3 事例、2012 年度には 3 事例について相談を受けた。2012 年度の理系博士課程留学生の場合、指導教員から「学生が 6 月頃から研究室へ顔を出さなくなった。」との相談を受けたのは 11 月末であり、問題発生からすでに半年が経っていた。指導教員は思いあまって留学生相談室を訪れたが、もっと早めの対処が望まれる。

事例 3：指導教員によるアカハラ（＝『事例集』事例 51）

①事例の概要

A さんの指導教員 B 教授は「自分の論文だから、自分で考えろ。」と言うだけで具体的な指導をしてくれず、修士論文が不合格だった。A さんは 1 年留年して別の指導教員のもとで新しいテーマの修士論文を書きたいと希望しているが、B 教授は他の研究室への移動を許可してくれず、在籍期間の延長だけを認めてくれた。B 教授は新年度になってからも A さんに「休学しなさい。」「退学して帰国しなさい。」と言うだけで相変わらず指導をしてくれない。

②対応結果とコメント

本事案について、アドバイザーは旧知の間柄である C 学部長に相談を持ちかけてみた。C 学部長によると、B 教授は指導力不足で過去にも同様な問題を起こしたことがある、とのこと。結局、C 学部長の骨折りにより、B 教授と同一講座の D 教授が A さんの新指導教員を引き受けることが確定した。学期途中であったため、正式な指導教員変更は 10 月 1 日となったが、5 月下旬から D 教授が実質的な指導を開始し、A さんは翌年 3 月に修士号を取得することができた。B 教授は A さんが他の研究室へ移動することを最後まで認めようとしなかったが、C 学部長が「指導を放棄したままで、移動を許可しなければ、あなた自身がアカハラで処分される可能性がある。」と警告したため、やっと許可した。

本事案は、適切な指導をせずに、高圧的な態度を取る指導教員の典型的なケースである。文系の指導教員の中には、「大学院生は自分で考えて研究すべきである。」と考える、古いタイプの教員が未だに存在する。

最近のケースでは、文系で博士課程 3 年生の D さんが新年度になったばかりのある日、指導教員に「博士論文の執筆の件で相談したいことがあります。」とメールを出し

たところ、「今は春休みなので、新学期の授業が始まってからオフィスアワーの時間に来るように。」との返事があった。この教員は春休み期間中はほとんど出勤しないし、大学院生の指導も行わないようである。

事例 4：指導教員によるセクハラ（＝『事例集』事例 60）

①事例の概要

Aさんは修士課程に合格した。直後の日曜日に単身赴任中のB教授と一緒に食事をした帰り、B教授から「2年間付き合ってくれ。」と言われた。AさんはB教授に家庭があることを知っており、「学生と先生以上の関係にはなりたくない。」と拒否した。親しい友人に相談したところ、B教授との会話を録音することを勧められた。数か月後のある日のAさんとB教授の会話の中で、B教授が「付き合うか？」とAさんに尋ねた言葉が録音されていた。AさんはB教授のもとで勉強することには耐えられない。

②対応結果とコメント

アドバイザーは、B教授の言動が明らかにセクハラに該当するものであり、正式にハラスメント相談として受け付ける必要があると判断し、Aさんにハラスメント防止対策室へ訴えるように勧めた。結局、本件はハラスメント事案として処理され、B教授は減給処分を受け、マスコミにも匿名報道された。ハラスメント防止委員会委員長の指示で、当該部局長が動いてAさんは新しい指導教員のもとへ移ることができた。

本事案には後日談がある。約1年後の修士論文提出時期に、Aさんの新指導教員からアドバイザーへ相談があった。B教授が「Aさんの修士論文の原稿を自分にも見せろ。自分もAさんの学位審査に加わる。」と主張している、と。さらに、准教授である新指導教員に対して「(自分の言うことを聞かなければ、教授への)昇任人事で不利になる。」と脅しをかけていることも分かった。アドバイザーは、直ちに当該部局長に連絡を取り、B教授がAさんの学位審査に関与しないように手を打った。当該部局長は、B教授に対して「ハラスメントの加害者である教員が被害者の学位審査に加わることはできない。新指導教員に対する昇任人事云々発言はパワハラである。」と厳重に注意した。

Aさんの訴えとほぼ同じ時期に、修士課程1年生のCさん（男性）と半年前に研究生になったばかりのDさん（女性）からも訴えがあった。B教授から理由も告げずに「他の研究室へ移るように。」と言われ、困っている。Cさんは何度か研究室の「宴会」に欠席したため、DさんはB教授の夕食の誘いを2度断ったためではないか、と訴えた。B教授は毎週月曜日と火曜日の夜、さらには隔週で水曜日の夜にもゼミの「夕食会」を開いている。Cさんたちは「夕食会」の晩はアルバイトができず、逆に会費を支払わなければならない。CさんとDさんにはハラスメントとして正式に訴える意思がなかったため、当該部局長を通じて、B教授に「宴会＝夕食会」の回数を減らすように、女子学生を食事や買い物などプライベートなことで誘わないように、また、学

期の途中で学生への指導を放棄しないように、と厳重に注意してもらった。

事例 5：生活苦（＝『事例集』事例 110）

①事例の概要

Aさんは3か月前に修士課程に入学したばかりである。Aさんからアドバイザーへ次のような内容のメールが送られてきた。「経済的な問題が原因で勉強にも身が入らないし、毎日眠れない状態が続いている。この3日で1回しかご飯を食べていない。このままでは私は死ぬかもしれない。昨夜、学校を辞めることを考えた。辞めるための手続きを教えて欲しい。」

その日の午後、アドバイザーはAさんと面談した。Aさんは週4回アルバイトをしているが、生活費を稼ぐのがやっとであり、入学金と前期の授業料（半額免除）を支払うことができない。

②対応結果とコメント

留学生アドバイザーは、じっくり時間をかけてAさんの話を聞いた。その結果、Aさんが勉強面に関しては非常に真面目な学生であることが分かった。家庭面では、Aさんには弟と妹がおり、二人とも大学生である。特に、妹は北京の大学へ入学したので、お金がかかる。アドバイザーはAさん（男性）が漢民族であることを確認した。漢民族には一人っ子政策が適用されるため、第1子が男である場合、2人目以降を産むためには高額な「罰金」を支払わなければならない。Aさんは口を濁したが、父親には相当な社会的地位と収入があると推測された。一般的な日本人家庭であっても、子供3人が大学生であれば、家計は火の車である。

アドバイザーは「退学手続きはいつでも簡単にできるが、父親にもう一度電話して入学金と授業料を送金してもらおうこと。」とアドバイスした。

週4回アルバイトしているのであれば、3日に1回しか食事ができないほど経済的に困窮するはずはなく、「白髪三千丈」的な大げさな表現であろう。Aさんは窮状を訴え、入学金免除或いは授業料全額免除となることを期待したのであろう。アドバイザーの推測通り、1週間後に「父親から入学金と授業料（約50万円）を送金してきた。」とAさんからメールがあった。

そのしばらく後に、逆に、満足に食事も取れないほど経済的に困窮し、空腹・栄養不良で貧血を起こしてキャンパス内で倒れてしまった留学生もいるが、この留学生が留学生相談室を訪れることはなかった。

事例 6：悪質な歯科医（＝『事例集』事例 141）

①事例の概要

Aさんは左奥歯の歯茎が炎症を起こしたため、キャンパスからほど近い〇〇歯科へ

行き 6 回治療を受けた。7 回目の治療の際に、B 歯科医から何の説明もなく左上の健康な前歯の神経を抜かれ、右上の前歯を 3 分の 1 削られた後で、治療同意書にサインをさせられた。このため、保健管理センターへ相談に行き、大学病院を紹介してもらい、現在通院中である。

A さんが〇〇歯科へ行き、不必要な治療に対する抗議をしたところ、B 歯科医は逆に営業妨害だとして「110 番」し、警察官が駆けつけた。

②対応結果とコメント

〇〇歯科では日本人学生も不適切な治療の被害に遭っている。悪質な歯科医院であることが判明したため、留学生課は日本語・英語・中国語で歯科治療に関する注意を促すポスターを各部局の掲示板に掲示した。学生支援課は日本人学生向けにポスターを掲示した。アドバイザーは、新入生のための生活オリエンテーションで配布する資料の「病気・ケガ」の項目に注意喚起の文章を加筆した。〇〇歯科から営業妨害で訴えられないようにするため、印刷した資料には〇〇歯科の名前は出していないが、オリエンテーションで口頭説明する際には、必ずホワイトボードに〇〇歯科の名称と付近の略図を書き、具体的な注意喚起を行っている。

なお、B 歯科医は、1998 年に患者から「健康な前歯を 4 本切断された」と訴えられ、且つ、28 人の患者の治療費を不正に保険請求したため、2 年間保険医登録を取り消された。2 年後に B 歯科医は、□□歯科医院から◎◎歯科へ名称を変更し、さらには〇〇歯科と改称して営業していたが、2005 年には再び裁判沙汰となり、懲役 10 か月の実刑判決を受けた。B 歯科医は経営権を友人の C 歯科医に委譲し、△△歯科と名称変更し営業を再開したが、C 歯科医も診療報酬不正請求で 2012 年に保険医登録を取り消された。留学生には十分に注意を促しているにもかかわらず、その後も数名の被害者が出ている。研修会では当該歯科医院にかかわる新聞報道コピーを配布した⁽⁷⁾。

なお、岡山大学津島キャンパス近辺には、××歯科という悪質な歯科医院もあり、生活オリエンテーションでは、併せて××歯科にも行かないように注意を促している。2012 年度に「不適切な歯科治療」を受けたとして相談があった 2 事例は××歯科での医療トラブルである。

事例 7：学位審査のプレッシャー（＝『事例集』事例 150）

①事例の概要

A さんは来日前から服用していた統合失調症の薬を何らかの理由で 2 か月前から飲まなくなった。また、博士学位審査が迫ったこともあり、精神的に非常に不安定な状態になった。その結果、異常な言動を繰り返すようになり、妻に対する DV が始まり、研究室のパソコンやプリンターを破壊し、コンビニで菓子や飲み物を万引きした。

こうした事態に、A さんが所属する研究室のスタッフの B さん、市民ボランティア

の C さん、大学病院の精神科医の D 先生が中心になって対応したが、コンビニでは A さんを万引きの常習犯としてマークしていたため、警察に通報され、現行犯で検挙された。

②対応結果とコメント

C さんが妻と子供をシェルターに緊急避難させ、さらに〇〇空港まで付き添って行き、先に帰国させた。D 先生は A さんの統合失調症が悪化していると判断し、某病院の精神科へ医療保護入院（強制入院）させ、治療を受けさせた。所属研究室は、飛行機への搭乗が可能な程度に症状が落ち着くのを待って、A さんを帰国させた。

本事例は、B さん、C さん、D 医師が中心となって対応し、アドバイザーはその都度関係者から報告を受けてアドバイスをする程度の関与に過ぎなかった。指導教員は A さんの暴力を恐れて研究室の鍵を付け替え、A さんが室内に立ち入らないようにしたほどであった。A さんの精神状態が急激に悪化した原因は、本国から定期的に送ってもらっていた統合失調症の薬を飲まなくなったことと博士学位審査のプレッシャーであったが、なぜ薬を飲まなくなったのか、分からずじまいであった。

なお、A さんはムスリムであるが、飲酒と喫煙の習慣があったため、これを嫌悪するムスリム学生たちとの折り合いが悪く、学内に友人と呼べるような同胞も存在せず、孤立感もあったと推測される。この 3 年半前には、A さんが敬虔なムスリム学生と大きなトラブルを起こし、アドバイザーが仲裁役を務めたこともあった。

事例 8：学位論文執筆のプレッシャー（＝『事例集』事例 148）

①事例の概要

A さんは博士課程の 3 年生であるが、博士論文が執筆できず、そのプレッシャーでつぶれる寸前の精神状態であった。3 週間前、市内の路上で警察官に職務質問を受けた時、A さんは友人から譲ってもらった中古自転車に乗っていたため、「占有離脱物横領罪」の容疑をかけられ、警察署で写真を撮られ、指紋を採取された。この事件が直接の引き金となって、A さんの精神状態が急速に悪化した。A さんが留学生宿舎前の路上でわめき出したため、保健管理センターの精神科医の B 先生が駆けつけ、暴れる A さんを男子学生が 4 人がかりで押さえ、鎮静剤を注射し、やっと A さんはおとなしくなった。

②対応結果とコメント

A さんは到底学業を続けられる状態ではなかったため、アドバイザーは電話で母国の家族に A さんを帰国させる旨を伝えて了解を得た。翌日、A さんの指導教員 C 先生と 3 人の友人が〇〇空港まで見送り、友人の一人が母国の空港まで付き添って行き、そこで A さんを家族に引き渡した。

A さんは母国では大学教員であった。A さんの母国では、従来は学部を卒業した後、

そのまま助手になり、講師、副教授、教授に昇任するパターンであったが、ここ十数年来「修士号」又は「博士号」の取得が要求されるようになった。このため、Aさんは職場に休職願いを出し、岡山大学の大学院へ留学した。Aさんは学部しか出ていないが、研究歴を勘案して博士課程に入学を許可された。これが裏目に出て、Aさんは博士論文が書けなかった。Aさんは「修士号」で良いから出して欲しいと指導教員に要望したが、規則上、博士課程の学生に修士号を出すことはできず、Aさんは博士号を取得するしかなかった。学位を取らない限り、元の職場に復職することができず、Aさんのストレスは大きくなるばかりであった。そのような状態の時に警察官から職務質問を受けたため、Aさんの心は一気に崩壊してしまった。

指導教員のC先生は、Aさんが博士論文を完成することは極めて難しいと判断し、療養に専念するように、学位の取得は断念するように、とAさんに伝えた。C先生の意向を無視してAさんは1年後に来日し、復学したが、結局学位論文が完成することはなかった。

事例9：日本人院生によるいじめ（『事例集』に不掲載となった原稿）⁽⁸⁾

①事例の概要

Aさん（女性）は修士2年生であるが、同じ研究室の先輩である日本人女子院生のBさんとCさんからいじめを受けている。Aさんの指導教員であるD先生は背が高く格好いい。Aさん、Bさん、Cさん共にD先生に好意を抱いている。昨日、今年度最後の授業の後で、AさんはBさんから「帰国して博士課程へ進学したらいい！D先生の前へ化粧をして来ないで！肌を露出した派手な服装をしないで！」と言われた。また、Cさんからは「日本人とは結婚しないで！帰国して自分の国の男性と結婚しなさい。」と言われた。Aさんは進路（博士課程進学、日本で就職、故郷で就職）でも悩んでいた。

②対応結果とコメント

アドバイザーは、Aさんがこのまま博士課程に進学するのであれば、BさんとCさんのいじめ問題に対応しなければならないが、就職するのであれば、両者との接触はなくなるのでその必要はない、と判断した。日本での就職に配慮して、Aさんをキャリア支援室へ案内しておいた。

数日後、口頭試問を終えたAさんから合格したとの報告があった。ただし、副査の一人から博士課程へ進学するほどの基礎学力がないとの指摘があり、実はAさん自身も内心そう思っているとのこと。また、D先生はAさんとBさんがトラブルになっていることを耳にし、Aさんから事情を確認してBさんに注意したようである。結局、Aさんは両親の希望に従い、故郷に帰って就職するほうに心が傾いていった。

すでにゼミや授業もなく、Aさんが帰国して就職する道を選んだので、本事案に対応する必要はなくなった。お嬢様学校ならいざ知らず、国立大学で指導教員をめぐっ

て女子学生同士の「恋のさや当て」があるとは思わなかった。幸い、D 先生は厳格な方であり、これまでややこしい問題に発展したことはない。

万一、A さんが博士課程への進学を選択した場合は、日本人女子学生が絡んだじめであるため、アドバイザーは学生支援センター学生相談室と連携して対処することになる。幸い、すでにD 先生がA さんとB さんとのトラブルを察知していたこともあり、A さんが進学した場合でもさほど大きな問題には発展しなかったであろう。

事例 10：不審者によるつきまとい（＝『事例集』事例 171）

①事例の概要

修士課程に在籍する A さんによると、先週の初め郵便受けに手紙が入っていた。手紙の差出人は C と記載されており、「職業は地方公務員で、出生率の低下について研究しているので、話を聞きたい。」と書いてあったが、A さんは無視した。C さんが土曜日の朝やって来て、しつこく色々な質問をした。A さんは恐かったので、ドアチェーンをかけたままで対応した。その夜、ドアをノックする者がいたが、危険を感じた A さんは無視した。A さんは「それ以降、夜恐くて眠れない。」と泣き出した。

②対応結果とコメント

アドバイザーは、ストーカー行為に発展する可能性があるかと判断し、国際課で留学生宿舎に空室があることを確認して、その日のうちに A さんをアパートから留学生宿舎へ移した。また、国際課の担当事務職員が手紙に書かれていた C さんの勤務先へ電話し、C さんの上司に A さんとのトラブルの内容を伝え、善処を求めた。その直後、C さんに事実確認を行った上司から担当事務職員に電話があり、今後このような面倒をかけないようにする、という旨の謝罪があった。C さんは上司から叱責され、A さんがアパートを引き払ったこともあり、その後は A さんへの接触はなくなった。

C さんは「出生率の低下に関する研究をしており、A さんの母国の女性の状況を知りたい。」という名目で接触を図ったが、C さんは一般職であり、研究職ではない。その上司も「全く個人的な行動で・・・」と釈明している。しかも、「連絡がないようでしたら、この金曜か土曜に伺います。」と、A さんの意思を無視した行動に出て、夜もアパートを訪れており、放置すればストーカー行為に発展したであろう。

女子留学生に対する学外者、日本人学生、留学生によるつきまとい行為は、時折発生するが、留学生の奥さんに対するつきまといや嫌がらせ行為も過去に 2 件発生しており、適宜、岡山西警察署の協力を得て対処している。

中には、緊急性が感じられず、肝心のつきまといの証拠が何もない訴えもある。証拠の手紙は捨てた、警察には通報しなかった、発生からすでに 2 週間以上経過している、相変わらず深夜 12 時までのアルバイトを続けている、といった状況から判断して単にアパートから留学生宿舎へ転居するための方便ではないか、と疑われるケースも

あった。このため、この女子留学生には、深夜のアルバイトを辞め、防犯ブザーを携帯し、万一の場合は即刻 110 番することをアドバイスするにとどめた。

4. 今後の課題

「留学生の危機対応」というテーマのもとで留学生の問題事例を取り上げる場合、なぜ事例報告を聞くことが有益であるのか、参加者にきちんと理解をしてもらった上で事例紹介をすべきである。さらに、紹介する個々の事例について、参加者が考える時間を十分に与えることも重要である。今回の研修会では時間的な制約があり、実行できなかったが、①「事例の概要」を紹介した後、一旦中断して参加者に自分なりの対応方法を考えてもらう時間を確保することが望ましい。その場合、参加者の一人、二人に質問を投げかけてみるのも良い。その後で、②「対応結果とコメント」について述べるほうが効果的な疑似体験を期待できる。

研修会参加者が一般の教職員ではなく、留学生のアドバイジングを担当する教職員である場合、①の部分を紹介した後、小グループに分けて、どのような対応が可能であるかを討論してもらうことが可能な、ワークショップ形式で研修を実施することが望ましい⁽⁹⁾。

横田・白土(2004)は、「留学生担当者がカウンセリングの基礎や危機管理の対応をより現実的に学ぶために、ケースを用いる方法を勧めたい(p. 106)。」と、ケース(事例)を活用することを推奨し、その理由を次のように述べている。「第一に、専門のカウンセラーでない担当者が本格的なカウンセリングのケース経験を積む機会は少ないので、経験を短期間に蓄積するためにはケースで疑似体験するのが効果的である。(p. 106、下線は筆者)」；「第二に、“ケース”として取りあげられているものの多くは、何らかの意味で危機的な状況を描写している。現実の危機的な場面では、時間に追われ、即断を求められ、しかも、情報は留学生をとりまくさまざまな関係者に分散的に存在しており、全体を鳥瞰することは甚だ難しい。(中略) ケースであれば、じっくりと考えて、このような場面でどういう展開がありうるのかを合理的に、しかもディスカッションしながら、あるいはアドバイスをもらいながら検討することができる。職場の関係者と一緒にケースに取り組めば、組織としてノウハウを共有し、蓄積することもできる。(p. 107、下線は筆者)」。

筆者は2011年2月8日にも、保健管理センターの依頼により、第12回メンタルヘルス・クライシスマネジメント研修会の講師を務め、「留学生のメンタルヘルス」というテーマで講演を行った。その際には、6事例を紹介し、時間的な余裕があったため、上述した横田・白土(2004)を引用して事例を疑似体験することの意義について言及したが、今回は時間の関係で割愛してしまった。

また、前回の講演では留学生との接触が少ない教職員を念頭に置いて、留学生とコ

コミュニケーションをとる場合の基本的な心構えについて、次のような例を挙げて説明した。

留学生と接するときには、きちんとコミュニケーションをとるように心がけるだけで、無用なトラブルを避けることができる。プライドの高い留学生、或いは教員や事務職員の言った言葉が聞き取れなかった時に聞き返すのは失礼だと思っている留学生は、私たちが話したことが理解できなくても「わかりました。」と言う。筆者の経験では、例えば、来日したばかりでアルバイトを希望する中国人留学生に日本語で「1週間に7回以上授業を受けないといけませんよ。わかりましたか。」と言うと、「はい、わかりました。」と答える。「それでは、私が今話した内容を言ってみてください。」と中国語で促すと、やっと「没听懂（聞き取れませんでした）」と答える。

もう一つの問題は、聞き取れたとしても、日本人とは受け取り方、価値判断の基準が違う場合があることで、例えば、「今日は天気が悪いですね。」というあいさつの言葉は、ほとんど雨の降らない地域から来た留学生にはピンと来ない。彼らにとっては「雨の日」が「良い日」なのである。昨年（2010年）の4月12日に日本語研修コースの開講式が行われた。日本人的に言えば、その日は「あいにくの雨」であった。しかし、エジプト人留学生は自己紹介をしたときにこう言った。“I’m very happy because it’s raining today. In my country, it seldom rains. Even if it rains, it doesn’t last long.”

今回の研修会では上述した点をカバーできなかったことが反省すべき点であり、今後の課題でもある。

5. おわりに

留学生教育学会留学生担当教職員分科会の活動成果としての『事例集』が留学生アドバイザー自身の業務遂行に役立つのみならず、学内教職員向けの研修テキストとしても利用できることが実証された。

参加者の中に日常的に留学生と接触する機会の少ない教職員が含まれる研修会の場合、次の点をきちんと押さえておく必要があることを再認識した。第一に、留学生とコミュニケーションを取る場合の心構えについて触れる。第二に、事例を「疑似体験」することの意義について理解してもらう。第三に、事例の概要を説明した後、参加者に考える時間を与え、その後に実際の対応結果を示し、コメントを付け加える。

今回の研修会では、留学生相談室の活動に関する説明に時間を取りすぎてしまったが、留学生相談室の活動を学内教職員に理解してもらうこと自体は決して無意味なことではない。時間配分を考え、簡潔な説明を心がけたいものである。

注

- (1)岡山大学国際センター留学生相談室に所属する留学生支援ボランティア団体であり、2013年度末時点で20年の歴史を持つ。WAWAの活動の歴史については岡・安藤(2013)を参照願いたい。
- (2)学外の留学生支援団体で、2001年に筆者と大野三枝子氏(NPO:ハンド・イン・ハンド岡山)が中心となって立ち上げた。主として、週末型のホームステイの企画実施及び日韓理工系学部留学生事業で来日する予備教育学生の里親引き受けを行っている。同ネットワークの活動については廣田・岡(2008)が詳しい。
- (3)学長の命を受け、2011年1月から立ち上げ準備にかかり、同年7月に第1回本部役員会議を開催した。留学生同窓会は、2013年10月に「国際同窓会」に改称された。
- (4)さらに、当日は国際センター事務室の依頼を受けて、各部局における留学生の在籍管理をきちんと行って欲しい旨も伝えた。2013年7月、同事務室の調査で10件ほどの問題が発覚した。例えば、前期の履修届を出さずに専らアルバイトに従事していた学部生、2012年12月にビザが切れたままの大学院生が在籍していたためである。
- (5)相談指導延べ件数に占める深刻な相談延べ件数の割合は、2008年度10.7% (岡ほか, 2009, p.5より算出)、2009年度14.3% (岡ほか, 2010, p.4より算出)、2010年度9.9% (岡ほか, 2011, pp.4-5より算出)、2011年度14.2% (岡ほか, 2012, pp.5-6より算出)である。
- (6)同じ要領で、上記資料を用いて算出した数値は、2008年度8.3%、2009年度8.7%、2010年度6.9%、2011年度4.0%である。
- (7)当日配布した新聞報道は、「不正請求の歯科医院 県、保険医登録取り消す」(1998年7月3日付け『読売新聞』)、「健康な前歯4本切断された 歯科医に賠償求め提訴」(1998年8月25日付け『山陽新聞』)、「虚偽告訴で歯科医逮捕」(2005年3月11日付け『山陽新聞』)、「事件・事故 虚偽告訴罪実刑判決 岡山地裁」(2005年12月1日付け『毎日新聞』)、「監査の出頭拒否 歯科医の保険医登録取り消し」(2006年2月24日付け『山陽新聞』)、「岡山の歯科医保険医取り消し」(2012年2月16日付け『山陽新聞』)を部分的にコピーしたものである。
- (8)汎用性に欠けると判断され、不掲載となった事例である。筆者の手元にある投稿原稿から研修会用の事例を拾ったため、不採択事例を紹介してしまった。
- (9)岡山大学では、ハラスメント相談員を対象とした研修会においては、この方式を採用して効果を上げている。

参考文献

- 廣田陽子・岡益巳(2008)「地域社会における留学生交流支援のあり方ー留学生支援ネットワーク・ピーチの交流支援活動を事例としてー」『留学生交流・指導研究』Vol.10
- JAISE 留学生相談指導事例集編集委員会 (編) (2013)『JAISE 留学生相談指導事例集』留学生教育学会
- 岡益巳・安藤佐和子(2013)「留学生支援ボランティア・WAWAの活動を振り返ってーその20年の総括ー」『大学教育研究紀要』第9号
- 岡益巳・石田聡子・廣田陽子(2010)『2009年度 留学生相談室活動報告書』岡山大学国際センター留学生相談室
- 岡益巳・石田聡子・廣田陽子(2011)『2010年度 留学生相談室活動報告書』岡山大学国際センター留学生相談室

岡益巳・石田聡子・廣田陽子(2012)『2011 年度 留学生相談室活動報告書』岡山大学国際センター留学生相談室

岡益巳・石田聡子・中島嘉子・廣田陽子(2013)『2012 年度 留学生相談室活動報告書』岡山大学国際センター留学生相談室

岡益巳・中島美奈子・廣田陽子(2009)『2008 年度 留学生相談室活動報告書』岡山大学国際センター留学生相談室

岡山大学国際センター(2013)『岡山大学国際センター年報 (平成 24 年度)』第 3 号

横田雅弘・白土悟(2004)『留学生アドバイジング』ナカニシヤ出版